

## 第19回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和3年12月23日(木) 午前11時10分

2 場所 ビッググループ滝沢 小ホール

### 3 日程

日程第1 議事録署名人並びに書記の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 業務報告について

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

日程第7 議案第4号 農地法第30条の規定による利用状況調査に係る非農地の判断に対する可否の決定について

日程第8 議案第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更(案)に係る意見の決定について

日程第9 議案第6号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について

日程第10 報告第1号 第5回農地小委員会の報告について

日程第11 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について

日程第12 報告第3号 農地転用届出の確認事務報告について

### 4 出席委員

農業委員

1番委員 駿河 信一

2番委員 太田 豊

3番委員 新田 義修

4番委員 佐藤 恵一郎

5番委員 武田 美紀

6番委員 高橋 敏彦

7番委員 吉清水 秀明

8番委員 大森 泰英

9番委員 齊藤 新一

推進委員

小山田 正幸

幅 和弥

### 5 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局 事務局長 佐々木 澄子

〃 主任主査 細川 直樹

〃 主 査 高橋 昂希

〃 主 任 武田 裕雅

開会時刻 令和3年12月23日(木) 午前11時10分

議長 只今の出席農業委員は9名であります。定足数に達しておりますので本総会は成立いたします。  
なお、本日は推進委員2名が出席しています。  
日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。  
本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。  
議事録署名人につきましては、6番高橋敏彦委員と7番吉清水秀明委員を指名します。  
書記には、事務局の細川主任主査と高橋主査を指名します。  
日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。  
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。  
日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第19回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和3年11月25日から令和3年12月23日分となります。議案書は2ページからご覧ください。

(第18回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告)

議長 それでは議事に入ります。  
日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定についてを議題とします。なお、事前に説明しましたが、議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。  
事務局より説明させます。

高橋主査 それでは、補足説明させていただきます。議案書は6ページをご覧ください。  
整理番号1番は、経営移譲年金受給に伴う親子間での権利の再設定でございます。以上より整理番号1番の案件につきましては、議案書7ページからの調査書に記載されているとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。  
以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、再設定の案件となりますので、現地調査を省略しております。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。  
事務局より説明させます。

細川主任主査 それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は10ページから12ページをご覧ください。

整理番号1番は、現在、貸人である両親と同居している借人の住宅が子供の成長に伴い手狭となり、また、借人の勤務形態が夫婦共に不規則であるため同居する両親との間に生活リズムの違いが生じていることから、今後の両親の介護を考慮した上で現在の住居の隣接地に新たに個人住宅を建築して住み替えるため、使用貸借による転用の申し出となります。転用面積は489平方メートルとなっており、内訳は居室が75.35平方メートル、車庫が23.27平方メートル、庭及び通路等が390.38平方メートルとなっております。申請地は、大釜駅からおおむね300メートル以内の場所に位置することから第3種農地と判断されると考えられ、農地転用目的の例外規定では第3種農地の転用は原則認められ得るとされていることから、許可相当の意見になるものと見られるものでございます。また、資金計画は全額金融機関からの融資によるものでありまして、金融機関からの融資に対する予約証明書により事業の確実性については確認しているところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、大森泰英農業委員、小山田正幸推進委員、幅和弥推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を小山田推進委員にお願いします。

小山田推進委員 推進委員の小山田です。それでは、私の方から議案第2号について、

令和3年12月16日に大森農業委員と幅推進委員の3人により現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、大釜駅より北西へ約290メートルのところにあります。周囲の状況は東側及び北側は農地、西側及び南側は水路及び道路を挟み農地となっております。以上について調査の結果、日照についての支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長                   これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長                   無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長                   挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

議長                   日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

高橋主査             それでは、議案第3号について補足説明させていただきます。議案書は14ページからご覧ください。

整理番号1番から7番は一括方式による案件、整理番号8番から10番は権利の再設定の案件、整理番号11番及び12番は所有権移転の案件となっております。

それでは順番に説明いたします。

整理番号1番は、地域の推進委員及び農業公社の農地コーディネーターが調整を図り成約に至った案件となっております。

整理番号2番及び3番は、地域の推進委員が調整を図り成約に至った案件となっております。なお、整理番号3番は、令和3年度の農地パトロールにおきまして、草刈り等を行うことにより直ちに耕作することが可能となる農地である1号の良と判定されている農地でございます。借り受けた者は整理番号2番及び3番の隣の農地を耕作しておりまして、今回の貸借により遊休農地の解消が図られることとなります。

整理番号4番から6番は同一の借受人でございまして、現在作業受託している農地を権利の設定するものでございます。

整理番号7番は、盛岡市の認定新規就農者が借り受ける案件となっております。人参や枝豆等、露地野菜を作付け予定とのことでした。借

受者は、矢巾町、盛岡市でも耕作されておりました、農業の経験、知識など問題ないように思えました。また、作業用機械についても自身が所有しているもののほか、柳沢にいる知り合いから借りることができるものがあるとのことでした。広域にまたがった農業経営のため、農地の維持管理につきましては地域の推進委員に日々の活動の中で見守っていただくようお願いしております。

整理番号8番から10番は、現在権利の設定をしている農地の権利の再設定でございます。

整理番号11番は、農地中間管理機構の特例事業による農地の売買でありまして、今回は農地中間管理機構から買受予定者への売買の手続きとなっております。

整理番号12番は、耕作していた農地を買い受ける案件となっております。なお、本農地は篠木地域における農地集積事業の対象とはしておりません。

以上、議案第3号につきまして、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は幅推進委員にお願いします。なお、整理番号8番から10番は再設定の案件のため、及び整理番号11番につきましては第17回総会の議案第3号で報告済みのため省略します。

幅推進委員 推進委員の幅です。それでは、私の方から整理番号1番から7番及び12番について、ご報告申し上げます。

整理番号1番、2番及び4番から7番及び12番の農地は、広く農地として活用されていることが確認できました。

整理番号3番の農地は、令和3年度の農地パトロールで1号の良と判断された農地でした。今回の貸借により解消されることを期待します。

農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は、全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で議案第3号の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農地法第30条の規定による利用状況調査に係る非農地の判断に対する可否の決定についてを議題とします。  
本案件の整理番号139番につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限があります。整理番号139番は、5番武田美紀委員が該当します。  
つきましては、最初に整理番号139番を審議し、次に整理番号139番を除き一括審議することについて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、最初に整理番号139番を審議し、次に整理番号139番を除き一括審議することとします。  
本案件の整理番号139番につきましては、議事参与の制限があります。5番武田美紀委員の退席を求めます。

(5番武田美紀委員退席)

議長 事務局より説明させます。

高橋主査 農地・非農地の判断について補足説明させていただきます。議案書は整理番号139番ですので41ページをご覧ください。  
本案件につきましては、本年8月5日から行われました農地パトロール、及び10月26日に行われました農地パトロール実施結果報告会におきまして非農地と判断された土地となっております。  
令和2年度までは農地所有者より非農地の証明願いが提出された農地のみを総会を経て非農地としておりましたが、今年度からは国の通知に基づき農地パトロールにおいて農業委員及び推進委員が3人以上で非農地と判断した場合は、総会を経て非農地の旨を所有者に通知する取り扱いにしたところでございます。  
以上で説明を終わります。

議長 本議案の農地は、令和3年8月5日から行った農地パトロールで確認済みであり、同年10月26日開催の農地パトロール実施結果報告会で報告しておりますので、現地調査報告は省略とします。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号整理番号139番について、農地法第30条の規定による利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否の決定について非農地と判断することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって議案第4号整理番号139番は原案のとおり決定いたしました。

5番武田美紀委員の入場を許可します。

(5番武田美紀委員入場)

議長

5番武田美紀委員にお伝えします。議案第4号整理番号139番につきましては、挙手全員で決定しました。

議長

続きまして、議案第4号のうち整理番号139番を除き一括審議します。

事務局より説明させます。

高橋主査

それでは補足説明させていただきます。議案書は30ページからご覧ください。

先程も申し上げましたとおり、本案件につきましては、本年8月5日から行われました農地パトロール、及び10月26日に行われました農地パトロール実施結果報告会におきまして非農地と判断された土地となっております。対象地は全部で140件となっております。

以上で説明を終わります。

議長

本議案の農地につきましても、令和3年8月5日から行った農地パトロールで確認済みのため、現地調査報告は省略とします。

議長

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号のうち整理番号139番を除いたものについて、農地法第30条の規定による利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否の決定について非農地と判断することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって議案第4号のうち整理番号139番を除いたものについては原案のとおり決定いたしました。

議長 次の議題を審議するに当たり、会議規則第15条第1項の規定に基づき説明員の農林課海老澤総括主査及び長澤主査の入場を許可します。

(農林課説明員入場)

議長 日程第8、議案第5号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更(案)に係る意見の決定についてを議題とします。  
説明員の農林課長澤主査より説明させます。

長澤主査 本日はお時間いただきありがとうございます。それでは、私の方から議案第5号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更(案)に係る意見の決定についてご説明いたします。

(議案書朗読説明)

長澤主査 以上で議案第5号の説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第5号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更(案)に係る意見の決定について、異議なしと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって議案第5号は異議なしとすることに決定いたしました。  
ここで農林課説明員は退室します。

(農林課説明員退室)

議長 日程第9、議案第6号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定についてを議題とします。  
事務局より説明させます。

高橋主査 それでは議案第6号についてご説明申し上げます。議案書は43ページをご覧ください。

別段面積の設定につきましては、毎年、農業委員会において必要性について検討し、その結果を公表することと農林水産省より通知されておりますことから、検討を行っていただくものになります。

はじめに下限面積と別段面積についてご説明いたします。農地法の貸



借、売買等の許可基準のひとつに、農地の権利取得後の経営面積が原則として都府県では50アール以上になることという規定がございまして、これを下限面積といいます。この下限面積を一律に適用することが地域の実情に合わない場合には、農業委員会が省令で定める基準に従いまして、50アール以下の別段の面積、いわゆる別段面積を定めて公示した場合は、それが下限面積となります。

別段面積を設定するには農地法施行規則第17条に定められております要件に該当していなければ設定することができないこととなっております。大きく2つの基準がございまして、まず1つ目は、設定しようとする面積より小さい面積で耕作している経営体が全体の40パーセントを超えていることです。農地法関係事務に係る処理基準に基づきまして、農林業センサデータを基に検討いたしますが、滝沢市における経営耕地面積規模別経営体数における50アール未満の経営体数は滝沢市では40パーセントに達していないということになります。2つ目は、農地の遊休化が深刻な状況にあり新規就農を促進しなければ農地の保全及び有効利用が図られない状況で、遊休農地が相当程度以上存在することです。こちらもセンサデータから算出すると岩手県全体の平均以下でございまして、相当程度存在するとは言い難い状況と思われまます。

以上、2つの基準等について農地小委員会で検討しましたところ、これまでどおり下限面積は50アールが望ましいとされたことから、議案として提出したものととなります。

以上で説明を終わります。

議長

なお、報告第1号の第5回農地小委員会の報告の関連がある部分について、吉清水農地小委員会委員長より報告していただきます。

吉清水委員長

農地小委員会委員長の吉清水です。12月10日に農地小委員会委員8名と事務局職員で新規就農者の面談及び別段面積の設定について協議いたしましたので、はじめに別段面積の設定について結果を報告させていただきます。議案書は45ページをご覧ください。

別段面積の設定基準に係る協議では、昨年度の検討結果を基に設定基準の変更の必要性があるかどうかについて協議を行いました。

その結果、今年度も当市は別段面積の設定基準要件を満たしていないこと、また、下限面積を下げることにより安易な農地取得や経営が持続できないことによる離農に繋がりがねないこと、新規就農者には覚悟を持って就農してもらうため、また農地法第3条の但し書きや農業経営基盤促進法等により、必ずしも50アールの農地を取得しなくても新規就農について柔軟に対応できるとし、農地小委員会としてはこれまでどおり下限面積は50アールで良いことといたしました。

以上で農地小委員会における別段面積の設定についての報告を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

大森農業委員 別段面積50アール、私が思うのに他所の、他市町村、例えば雫石町とか葛巻町とか、その辺の別段面積はいくらなのか、それが国の定める40パーセント以下云々という風なの合っているのかどうか、他市町村は。その辺ちょっと説明願えればと思います。

高橋主査 県内市町村の状況を簡単ではございますが申し上げますと、ほとんどの市町村が別段面積を設けている状況であります。むしろ50アールのままの市町村というのは、当市を含めまして4市町村程度しかない状況でございますが、これはそれこそ新規就農者確保などのため、それぞれの市町村が考えて設定したものとなっておりますので、他市町村が下げたからといって当市がそれに合わせて下げるというものではないものと考えております。

議長 よろしいですか。

大森農業委員 そういうことであれば、国の基準が云々という説明は必要ないんじゃないかなと思います。その辺、滝沢市でもやっぱり今、耕地面積が狭まって、集積、集約が進んでいるけれども、それから外れている人達というのはどうしようもないという風なのがあると思います。その辺、退職者が再就職、兼業農家あるいはそういう風になったときに5反歩、50アールというものは、あまりにも大き過ぎるのではないかなと思いますけれども、その辺はどうかと。

高橋主査 50アールというのは、どうしても国の方で、法律で定められているものでございますので、説明はどうしても必要なかなと思っております。それで国の基準に基づいて各市町村での判断となりますので、農地小委員会でも50アールはどうなんだと、国の基準を基に考えたところでございますので、その辺ご了承いただければと思います。

また、60歳とか65歳で退職された方の就農につきましては、私達農業委員会といたしましては新規就農者というのは20歳、30歳、40歳だけではなく、それこそ60歳を過ぎた方も新たに農地を取得する際は新規就農者として見ております。そこについては変わらずに新規就農者としての扱いのもと覚悟を持って就農していただくというところで、農地小委員会といたしましては判断をさせていただきました。毎年、こちらの別段面積は検討していくものとなっておりますので、その時々状況によって、また新しい農地小委員会のメンバーでの検討になるものと思うのですけれども、状況に応じてまた検討させていただくものとなっております。

議長 よろしいですか。  
その他にございますでしょうか。

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第6号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第10、報告第1号、第5回農地小委員会の報告についてであります。議案第6号で報告済み以外の部分について、吉清水農地小委員長より報告をお願いします。

吉清水委員長 農地小委員会委員長の吉清水です。私の方から第5回農地小委員会の新規就農者との面談についての報告をさせていただきます。議案書は45ページをご覧ください。

今回の新規就農予定者は、滝沢市の地域おこし協力隊に任命されており、市内においてぶどうの栽培からワインの販売まで行う予定となっております。就農予定の農地は大釜白山にあり、農地の主な所有者との顔合わせも実施済みとのことです。

農地小委員会では提出された収支計画書及び営農計画書等を基に新規就農者とりもとの面談を行いました。

結果、農地小委員会といたしましては、農業を行う意欲、技術、知識等は十分と判断し就農に問題はないと判断いたしました。また、今回提出された収支計画書及び営農計画書は自身の経営の指針となるので、毎年の実績と見比べて修正していきながら取り組んでいただきたいと思います。アドバイスさせていただきました。

以上で農地小委員会の報告を終わります。

議長 日程第11、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について、及び日程第12、報告第3号、農地転用届出の確認事務報告につきましては、お手元の議案書48ページからのとおりとなっておりますのでご確認願います。

議長 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。  
これをもって、第19回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和3年12月23日 午前11時59分

議 長

---

会議録署名人 6 番委員

---

会議録署名人 7 番委員

---

これは原本である。

令和3年12月23日

滝沢市農業委員会会長 齊藤 新一